

令和3年度 施策評価シート

基本目標	IV	安心して暮らせる「すみだ」をつくる
政策	410	災害や犯罪から身を守る、安全・安心なまちとしくみをつくる
施策	413	地域で連携し、犯罪抑止力・対応力を高める
施策の目標	区民と区内事業者が連携した地域の力でさまざまな防犯対策に取り組むことにより、犯罪が未然に抑止され、すべての人が安全で安心な暮らしをしています。	

1 基本計画における成果指標の状況

指標名	体感治安について肯定的評価をした区民の割合									
	基準年 (H28)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標	18.4				22.0					26.0
実績	18.4				27.7					

指標名	刑法犯の認知件数									
	基準年 (H28)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標	3,370				3,200					2,800
実績	3,370	2,848	2,630	2,363	調査中					

2 目標と現状(実績)についての分析及び総事業費推移

指標の推移・施策の課題や問題点について記述	総事業費推移（千円）	
水俣条約により、令和2年度以降、蛍光灯等の生産が減少するため防犯灯のLED化については急務であることから、私道防犯灯LED化促進事業を実施し、LED化の早期実現を図る。	H30	21,238
	R1	26,315
	R2	20,101

3 施策の評価及び判断理由

評価	理由
C	電気料金については、令和元年度までは1灯当たり年一律の額を助成してきたが、令和2年度に灯具別の月当たり助成額を定め、灯具種別ごとその設置月数で助成することに改めた。 防犯灯のLED化については、水俣条約の規制による蛍光灯等の生産減少への対処、町会等の負担及び区の財政負担軽減を図るため、令和3年度に「私道防犯灯LED化促進事業」を実施する。

4 今後の施策の運営方針

評価結果	施策の戦略的方向性
	(1) 優先的に資源投入を図る。
	(2) 現状維持とする。
○	(3) 現状維持だが、より効率的な運営を図る。
	(4) 資源投入の縮小を図る。
【上記の判断理由】	
これまで使用されている私道防犯灯については、水銀灯、蛍光灯といった水銀を使った製品であり、特に水銀灯については2020年以降は製造も輸出入も禁止されるため、LED化が求められる。	
【今後の具体的な方針】	
私道防犯灯約2,800基のうち、LED化促進事業対象となる防犯灯は約2,270基である。令和3年度に「私道防犯灯LED化促進事業」を実施し、未LED化1,500灯の防犯灯をLED灯に取り替える計画である。	

5 この施策に係る事務事業（重要度・貢献度順）

番号	事務事業名	歳出 決算額 (千円)	人コスト (千円)	歳出 総額 (千円)	目的に対する指標	
					年度目標値	直近の評価内容
					年度実績値	評価結果
						評価対象年度
1	私道防犯灯助成事業費	20,101	13,262	33,363	2,100	改善・見直しのうえ継続
					1,230	令和2年度
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						

令和3年度 事務事業評価シート

施 策	413	地域で連携し、犯罪抑止力・対応力を高める	部内優先順位
事 業 名	私道防犯灯助成事業費		1
目 的	私道内に防犯灯を設置し、又は改修する者に対し、助成金を交付することにより、夜間の交通安全及び犯罪防止に寄与し、すべての人が安全で安心して暮せるまちづくりに資する。		主管課・係（担当）
			都市整備課庶務・細街路担当 03-5608-6292
対 象 者	全町会、全自治会等		
根 拠 法 令 関 連 計 画	墨田区私道整備助成条例、同施行規則 墨田区防犯灯補助金交付要綱		
実 施 基 準	区独自基準	実施方法	直営 人員体制・委託先 常勤2 会計年度任用職員1
事 業 内 容	私道整備助成条例及び同施行規則に基づき、防犯灯工事をするものに助成金を交付する。 防犯灯補助金要綱に基づき、防犯灯の管理費の助成金を交付する。		
経 過	開始年度	昭和43年度	終了予定
	<p>防犯灯工事助成 昭和54年度から、防犯灯設置の助成が始まり、その後、助成率改定や要綱の緩和がされている。 現在の助成率は80～100%</p> <p>助成要件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 両端が公道に接している私道で、幅員が1.2m以上のもの 2 一端が公道又は主要な私道に接している私道で、幅員が1.2m以上でかつ延長15m以上のもの 3 学校、公園等の公共施設に接している私道で、区長が適当と認める区間のもの 4 全各号に準ずると区長が認める私道 <p>防犯灯管理費助成 令和元年度までは1灯当たり年一律の額を助成してきたが、令和2年度に灯具別の月当たり助成額を定め、灯具種別ごとその設置月数で補助することに改めた。 助成要件（下記要件の全てに適合し、個人が自己の目的のため設置したものは対象外）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 私道又は私有地に設置していること 2 道路に直接照明が行われていること 3 町会等が電気料金を支払っていること 		
議 会 質 問 の 状 況	[平成30年 2定] 区道街路灯はLED化されるが、区道に挟まれた私道との照度の差について [平成30年 決特] 私道防犯灯のリース方式によるLED化促進について		
そ の 他 特 記 事 項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等) 平成29年度まで、私道舗装整備助成事業費として防犯灯工事費の助成を行ってきた。 平成30年度から、防犯灯工事費の助成は私道防犯灯助成事業費となった。 水俣条約の規制による蛍光灯等の生産減少への対処、町会等の負担及び区の財政負担軽減を図るため、令和3年度に未LED化の防犯灯をLED灯に取替える「私道防犯灯LED化促進事業」を実施する。		

予算・決算額推移（千円）		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額（事業費）		8,767	8,842	21,644	26,700	22,000	14,780
A. 決算額（令和3年度は見込み）		8,767	8,787	21,238	26,315	20,101	14,780
財 源	国						
	都						
	その他						
一般財源		8,767	8,787	21,238	26,315	20,101	14,780
執行率（%）		100.0%	99.4%	98.1%	98.6%	91.4%	100.0%
B. 人コスト				14,765	15,728	13,262	
総事業決算額（A+B）		8,767	8,787	36,003	42,043	33,363	
主な事業費用の説明		防犯灯工事の助成金 防犯灯管理費の助成金					
予算書P（令和3年度）	P209 1-5	執行実績報告書P（令和2年度）			P153-4		

事業の 成 果	手 段 に 対 する 指 標 (活 動 指 標)	指 標	防犯灯のLED化基数				単 位	基
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		2,300	R7	目 標	215	318	421	524
				実 績	215	321	427	687
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目 標	734	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300
	実 績	772						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	私道防犯灯は主に蛍光灯が使用されているが、令和2年度以降、水俣条約により、生産が減少し、補充が難しくなるため、防犯灯のLED化が急務である。令和3年度に私道防犯灯LED化促進事業を実施し、LED化の早期実現を図る。							
	目 的 に 対 する 指 標 (成 果 指 標)	指 標	犯罪件数(非侵入窃盗)				単 位	件
最終目標値		目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1	
1,925		R7	目 標	2,244	2,205	2,170	2,135	
			実 績	2,244	1,935	1,818	1,659	
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	
目 標		2,100	2,065	2,030	1,995	1,960	1,925	
実 績	1,230							
指標の選定理由及び目標値の理由								
防犯灯の維持管理を地域で行うことにより、区民の防犯意識や夜間の通行環境が向上し、「すり」や「ひったくり」などの非侵入窃盗が減少する効果が期待されるため。								

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
改善・見直しのうえ継続	水俣条約により、令和2年度以降、蛍光灯等の生産が減少するためLED化については急務であることから、私道防犯灯LED化促進事業を実施し、LED化の早期実現を図る。

課題・問題点
私道防犯灯LED化促進事業の対象にならなかった防犯灯についてのLED化が必要である。

令和3年度 補助金評価シート

補助金名称	私道防犯灯助成			主管課・係（担当）
根拠法令	墨田区私道整備助成条例、同施行規則、墨田区防犯灯補助金交付要綱			都市整備課庶務・細街路担当
補助概要	公共性の高い私道に設ける防犯灯の工事費及び管理費の一部に助成金を交付する。			03-5608-6292
目的	私道内に防犯灯を設置し、又は改修する者に対し、助成金を交付することにより、夜間の交通安全及び犯罪防止に寄与し、すべての人が安全で安心して暮せるまちづくりに資する。			
対象	全町会、全自治会等			
基準	区独自基準			
補助条件	防犯灯工事助成要件 1 両端が公道に接している私道で、幅員が1.2m以上のもの 2 一端が公道又は主要な私道に接している私道で、幅員が1.2m以上でかつ延長15m以上のもの 3 学校、公園等の公共施設に接している私道で、区長が適当と認める区間のもの 4 全各号に準ずると区長が認める私道 防犯灯管理費助成要件（下記要件の全てに適合しすること。ただし、個人が自己の目的のため設置したものは対象外） 1 私道又は私有地に設置していること 2 道路に直接照明が行われていること 3 町会等が電気料金を支払っていること			
経過	開始年度	昭和43年	終了予定	
経過	防犯灯工事助成 昭和54年度から、防犯灯設置の助成が始まり、その後、助成率改定や要綱の緩和がされている。 現在の助成率は80～100% 防犯灯管理費助成 令和元年度までは1灯当たり年一律の額を助成してきたが、令和2年度に灯具別の月当たり助成額を定め、灯具種別ごとその設置月数で補助することに改めた。			
議会質問の状況	[平成30年 2定] 区道街路灯はLED化されるが、区道に挟まれた私道との照度の差について [平成30年 決特] 私道防犯灯のリース方式によるLED化促進について			
その他特記事項	（他区の状況・年間スケジュール・関連部署等） 平成29年度まで、私道舗装整備助成事業費として防犯灯工事費の助成を行ってきた。 平成30年度から、防犯灯工事費の助成は私道防犯灯助成事業費となった。 水俣条約の規制による蛍光灯等の生産減少への対処、町会等の負担及び区の財政負担軽減を図るため、令和3年度に未LED化の防犯灯をLED灯に取替える「私道防犯灯LED化促進事業」を実施する。			

予算・決算額推移（千円）		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額（事業費）		8,767	8,842	21,644	26,700	22,000	14,780
決算額（令和3年度は見込み）		8,767	8,787	21,238	26,315	20,101	14,780
財源	国						
	都						
	その他						
一般財源		8,767	8,787	21,238	26,315	20,101	14,780
執行率（%）		100.0%	99.4%	98.1%	98.6%	91.4%	100.0%

補助金の 成果	手 段 に 対する指標 (活動指標)	指 標	防犯灯のLED化基数				単 位	基
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		2,300	R7	目 標	215	318	421	524
				実 績	215	321	427	687
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目 標	734	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300
		実 績	772					
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	私道防犯灯は主に蛍光灯が使用されているが、令和2年度以降、水俣条約により、生産が減少し、補充が難しくなるため、防犯灯のLED化が急務である。令和3年度に私道防犯灯LED化促進事業を実施し、LED化の早期実現を図る。							
	目 的 に 対する指標 (成果指標)	指 標	犯罪件数（非侵入窃盗）				単 位	件
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		1,925	R7	目 標	2,244	2,205	2,170	2,135
				実 績	2,244	1,935	1,818	1,659
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目 標	2,100	2,065	2,030	1,995	1,960	1,925
実 績		1,230						
指標の選定理由及び目標値の理由								
防犯灯の維持管理を地域で行うことにより、区民の防犯意識や夜間の通行環境が向上し、「すり」や「ひったくり」などの非侵入窃盗が減少する効果が期待されるため。								
評価結果		評価についての説明・今後の方向性等						
改善・見直しのうえ継続		水俣条約により、令和2年度以降、蛍光灯等の生産が減少するためLED化については急務であることから、私道防犯灯LED化促進事業を実施し、LED化の早期実現を図る。						

課題・問題点	
私道防犯灯LED化促進事業の対象にならなかった防犯灯についてのLED化が必要である。	